

令和4年 1月 26日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件について(周知依頼)

平素より産業保健活動の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、厚生労働省労働基準局長より、日本医師会宛に、その周知について協力依頼がありました。【添付1】

今般、健康保険法(大正11年法律第70号)等の一部が改正され、令和4年1月1日より、医療保険者が健康保険法等に基づき保健事業を実施する上で必要と認めるときは、事業者に対して40歳未満の労働者の健診情報の提供を求めることができることとなりました。これを受け、事業場における労働者の健康保持増進のための指針(昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号。以下「指針」という。)につきまして、事業者と医療保険者とが連携した健康保持増進対策がより推進されるよう、指針が下記のとおり改正が行われ、令和4年1月1日から適用されております。

貴会におかれましても、改正後の指針(別紙2)に基づき、労働者の健康保持増進対策がより推進されるよう、会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

(1) 健康保持増進対策の推進における留意事項関係

個人情報の取扱いについて、医療保険者から定期健康診断に関する記録の写しの提供の求めがあった場合に、事業者が当該記録の写しを医療保険者に提供することは、健康保険法第150条第3項等の規定に基づく義務であるため、第三者提供に係る本人の同意が不要である旨が追加された。

(2) その他

その他所要の改正が行われた。

●事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件について  
(周知依頼)

[https://www.med.or.jp/japanese/members/bunshyo/data3/kenko1/2021ken1\\_221.pdf](https://www.med.or.jp/japanese/members/bunshyo/data3/kenko1/2021ken1_221.pdf)

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID(日医刊行物送付番号)の10桁の数字(半角で入力)です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字です(半角入力)

※事務局：地域医療1課 堀田 (TEL 06-6763-7012・FAX 06-6766-2875)